

糸満市「スポーツの日」 体育施設無料開放実施要項

1. 趣 旨 スポーツ基本法第 23 条に則り、体育施設の無料開放を実施する。市民に
 広くスポーツの場と機会を提供し、スポーツを通して市民の親睦と融和
 を深め、明るく活力に満ちたスポーツ健康都市づくりに寄与する。
2. 主 催 糸満市
3. 後 援 NPO 糸満市体育協会
 糸満市スポーツ推進委員協議会
4. 期 日 令和 7 年 10 月 13 日（月）スポーツの日 9：00～17：00
5. 対 象 西崎総合体育館（メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニング室）
 西崎陸上競技場、西崎庭球場、西崎屋内プール、西崎多目的広場、
 屋内運動場、南浜公園多目的広場、近隣公園庭球場、みなと公園庭球場
6. その他 ・ 個人又は団体の施設利用は最大 2 時間まで。
 ※トレーニング室は 1 時間まで。
 ・ 各対象体育施設利用には、下記窓口で当日受付が必要です。

【対応窓口】

体 育 館 の 利 用 者 ⇒ 西崎総合体育館 窓口
各多目的広場の利用者 ⇒ 西崎総合体育館 窓口 ※事前申込が必要
陸上競技場の利用者 ⇒ 西崎陸上競技場 窓口
屋内運動場の利用者 ⇒ 屋内運動場 窓口
各 庭 球 場 の 利 用 者 ⇒ 西崎陸上競技場 窓口
プ ー ル の 利 用 者 ⇒ 西崎屋内プール 窓口